

# 江東区臨海部都市交通ビジョン策定支援業務委託プロポーザル 質問・回答一覧

令和5年5月23日

No.	質問及び回答
1	<p>Q. プロポーザル実施要領 P5(2)調査書アについて 業務実績の内容に関する資料の添付は、調査書（様式第2号別紙）の「業務実績表」に記載する業務に対してでしょうか。 「実施体制表」2～4の“最近5年間の主な経歴”に記載する業務については添付する必要はないという理解でよいでしょうか。</p> <p>A. 業務実績表(様式第2号別紙)に記載の業務について、資料を添付してください。 実施体制表－2～4(様式第2号別紙)の「最近5年間の主な経歴」については、資料の添付は必要ありません。</p>
2	<p>Q. 調査書（様式第2号別紙） 経歴等について “最近5年間の主な経歴”は交通計画策定に関する同種または類似するもののみを記載したほうがよいでしょうか。 また、記載件数の上限はあるでしょうか。</p> <p>A. 交通政策に関する計画の策定等支援業務や、これと同種または類似する業務をご記入ください。 また、記載件数の上限はありません。必要に応じて記載欄を追加してください。 なお、同様式の「所有技術者資格」や「現在の担当業務」欄等についても記載件数の上限はありませんので、必要に応じて記載欄を追加してください。</p>
3	<p>Q. 仕様書（案） 6 委託内容(1)アについて “既存の公共交通の運行・利用状況等を既往調査資料等を基に整理”に関して、路線バスやコミュニティバス利用状況、過年度調査結果等、区から提供可能なデータはどのようなものがあるでしょうか。</p> <p>A. 区で実施している事業のデータ（コミュニティバスの利用状況等）や既存計画（江東区道路網整備計画等）などについて、提供可能です。</p>

# 江東区臨海部都市交通ビジョン策定支援業務委託プロポーザル 質問・回答一覧

令和5年5月23日

No.	質問及び回答
4	<p>Q. 企画提案書の（ウ）実施体制と調査書の「担当技術者の動員計画」は同様の内容を記載するという認識でよいか。</p> <p>A. 企画提案書(ウ)の実施体制と実施体制表－1(様式第2号別紙)の担当技術者の動員計画は、同様の内容を記載してください。                      なお、企画提案書と実施体制表－1とで記載の仕方が異なることは差し支えありませんが、記載内容に齟齬が生じないようにご留意ください。</p>
5	<p>Q. 調査書の実施体制表2～4について、「担当する業務（予定含む）」とは、他業務の手持ち業務ではなく、本業務において担当する主な業務分野（項目）を記載するという認識でよいか。</p> <p>A. 実施体制表2－4(様式第2号別紙)の「担当する業務(予定含む)」は、本業務において担当する主な業務をご記入ください。                      他業務の手持ち業務については、同様式の「現在の担当業務」欄にご記入ください。</p>
6	<p>Q. 調査書の実施体制表1「担当技術者の動員計画」について、本業務に従事する担当者の人数・役割等を記載とあるが、作業項目ごとの担当者名も記載するという理解でよいか。また、併せて業務体制図もこちらに記載することになるのか。</p> <p>A. 担当者が決まっている場合は、作業項目ごとに担当者名を記載してください。担当者が決まっていない場合は、「担当者A」・「担当者B」など作業項目ごとに担当者の別が分かるよう記載してください。                      また、実施体制に関する記載について必ずしも図示を求めているわけではありませんが、実施体制－1(様式第2号別紙)において、実施体制図を記載していただいても構いません。</p>
7	<p>Q. 二次審査のプレゼンテーションについて、企画提案書をプレゼンテーション用に編集したものを使用することは可能か。</p> <p>A. 二次審査のプレゼンテーションにおいて、企画提案書をプレゼンテーション用に編集したものを使用することは可能です。                      ただし、企画提案書の内容と齟齬が生じないようにご留意ください。</p>

# 江東区臨海部都市交通ビジョン策定支援業務委託プロポーザル 質問・回答一覧

令和5年5月23日

No.	質問及び回答
8	<p>Q. 仕様書6(5)に定例の会議が計6 回程度と記載があるが、検討部会や推進会議、推進委員会は原則発注者のみが出席するものという理解でよいか。</p> <p>A. 検討部会・推進会議・推進委員会については区のみが出席します。</p>
9	<p>Q. 実施要領4 参加資格において(9)JV ではなく単体での参加とあるが、再委託先に依頼すること、および必要に応じて体制表に再委託先の人員を記載することは可能か。</p> <p>A. 江東区臨海部都市交通ビジョン策定支援業務仕様書(案)10-(5)に記載のとおり、区への申請が必要となりますが本委託業務の一部を再委託することは可能です。</p> <p>また、再委託を行う予定の場合に実施体制表-1(様式第2号別紙)に再委託先の人員を記載することも可能です。</p>
10	<p>Q. 業務実績は企画提案書に記載する担当者に紐づいた実績のみなのか、会社としての業務実績も記載可能か。</p> <p>A. 業務実績表(様式第2号別紙)は、担当者に紐づいた実績ではなく、事業者としての業務実績をご記入ください。</p>